

融資あっせん・利子補給制度

村では、排水設備工事に要する費用の融資あっせんとその融資に係る利子を補給する制度を設けています。

<制度の主な内容>

1. 対象となる工事

- (1) 既設のくみ取り便所を水洗便所に改造する工事。
- (2) 既設のし尿浄化槽を廃止し、汚水管を下水道に連結する工事。
- (3) 白川村下水道条例第2条第5号に規定する排水設備で、水洗便所の改造と同時に設置する工事及び上記工事に伴い関連する設備の改造工事。

2. 融資あっせんの対象となる方

- (1) 村税及び下水道事業受益者分担金を滞納していないこと。
- (2) 原則として処理開始公示後3年以内に水洗便所に改造するもの。
- (3) 融資を受けた資金の償還能力を有すること。
- (4) 確実な連帯保証人があること。

3. 融資あっせんの内容

- (1) 融 資 額 工事1件につき30万円以上200万円以内で村長が定める額。
- (2) 利率 村と取扱金融機関との間で締結する契約に基づく利率。
- (3) 償還期間 5年以内
- (4) 償還方法 元利均等償還

4. 利子補給

村は、融資を受けた方に対し、融資資金の年間利率の内3%を利子補給金として交付します。(5年以内)

5. 取扱金融機関

- 飛騨農業協同組合白川支店
- 八幡信用金庫荘白川支店